

みんなで作る、よりよい社会

企画課 ☎64-7711

世界人権宣言とは

世界人権宣言は基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。

20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23年（1948年）12月10日、国連第3回総会（パリ）において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。

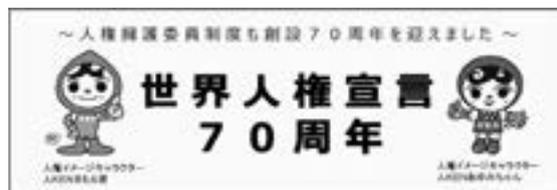
この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多く

の権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

さらに、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」の2つの国際人権規約が採択され、その後も個別の人権を保障するために様々な条約が採択されています。これらの条約が保障する権利の内容を理解し、広めていくことが一人ひとりの人権を守ることにつながるのです。

出典：法務局ホームページ

(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00172.html)



住民自治のまちづくり

企画課

☎64-7711

平成29年度に行われた「玉村町協働によるまちづくり提案事業」を紹介します

提案事業名

まちの案内人

提案団体名

ガイドたまむらの会

町の歴史・文化・景観などのガイド実践等を通じて、心のこもったおもてなしを行うことにより、町の魅力を発信し、町外および町内住民との交流を活発にすることを目的として、事業提案をしました。

話し方のセミナー開催、視察研修などを自主的に行い、町民向けのガイドイベントを開催したり、町外から依頼の7件のガイドも行いました。ガイドを行った際のアンケートには「町の歴史を知ることができて良かった」「また参加したい」などの意見が多くあり、好評だったことがうかがえます。町の魅力発信や愛着心

向上の一助となったと考えます。

ガイドを行った後、それぞれが話し方・内容などの反省をし、次回のための工夫を凝らしながら、これからも継続して活動していきます。

